



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

建設業における労働災害防止対策及び 改正安全衛生法等について

岐阜労働局 健康安全課

地方産業安全専門官 祖父江 誠

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

最近の労働災害発生状況について

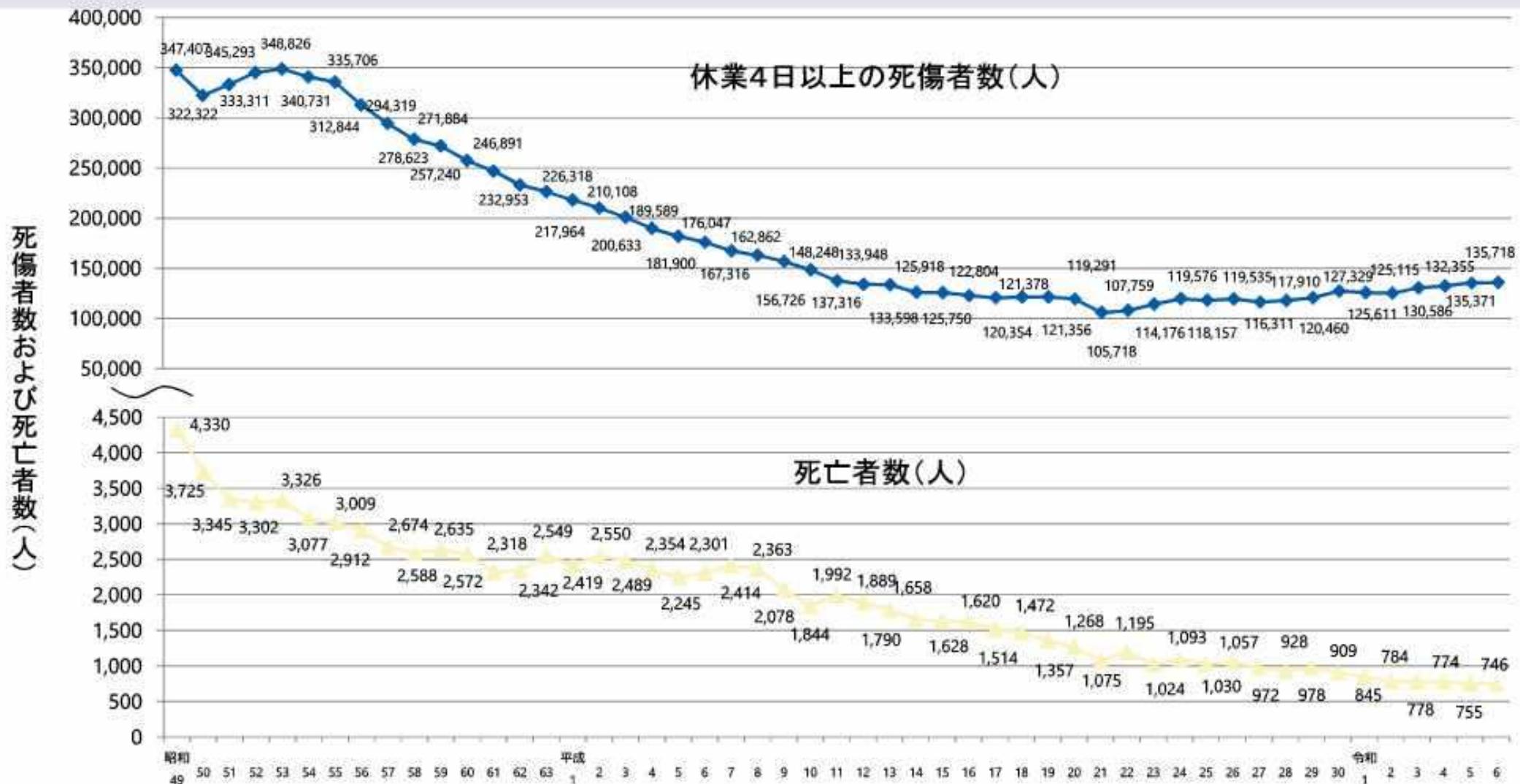
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働災害による死者数、休業4日以上の死傷者数の長期的な推移

- 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、4年連続で増加した。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
※新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除いたもの。

業種別労働災害発生状況（死者者数、休業4日以上の死傷者数）R5/R6比較

- 業種別の死者者数は、製造業、建設業、林業で増加し、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他で減少した。
- 業種別の休業4日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他（林業等）で増加し、製造業、建設業で減少した。



※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

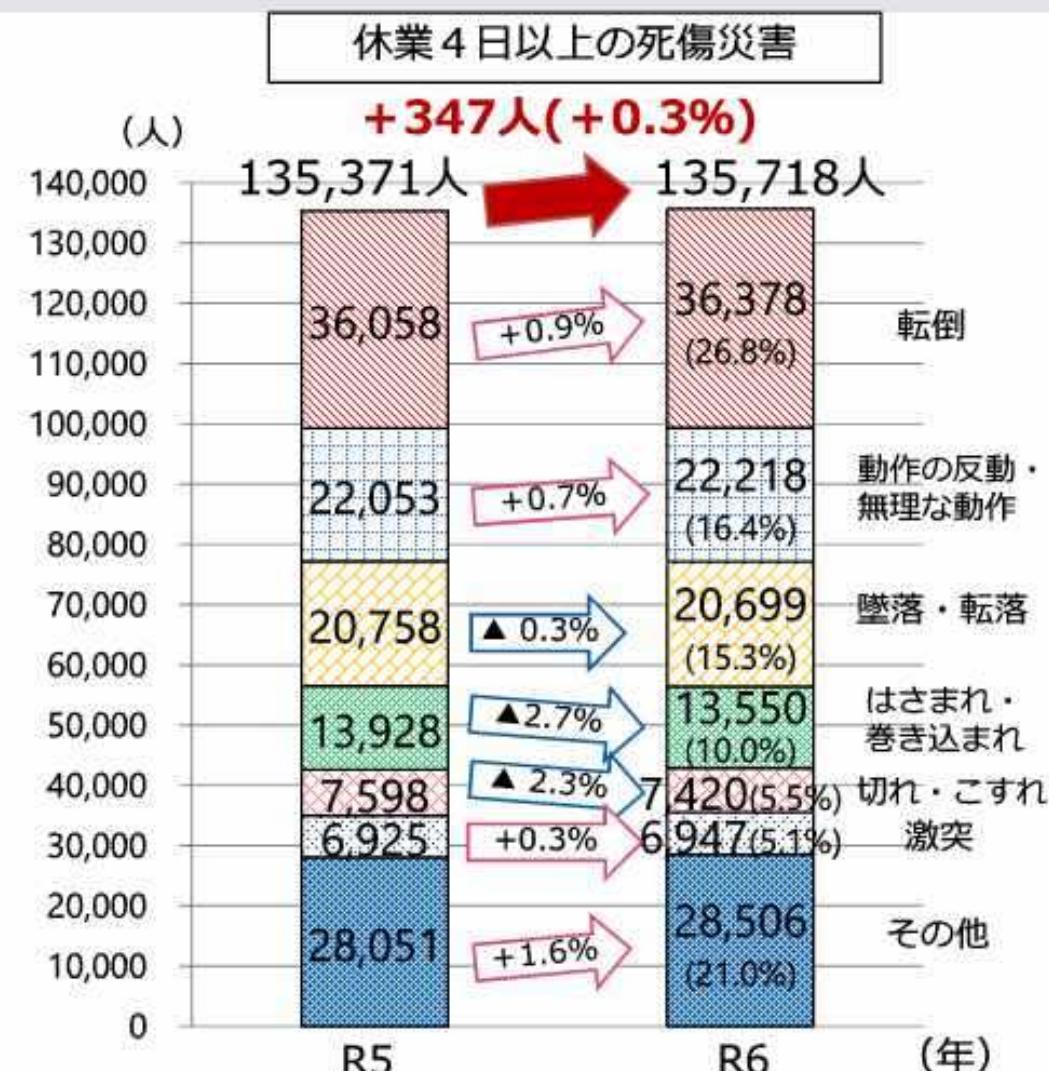
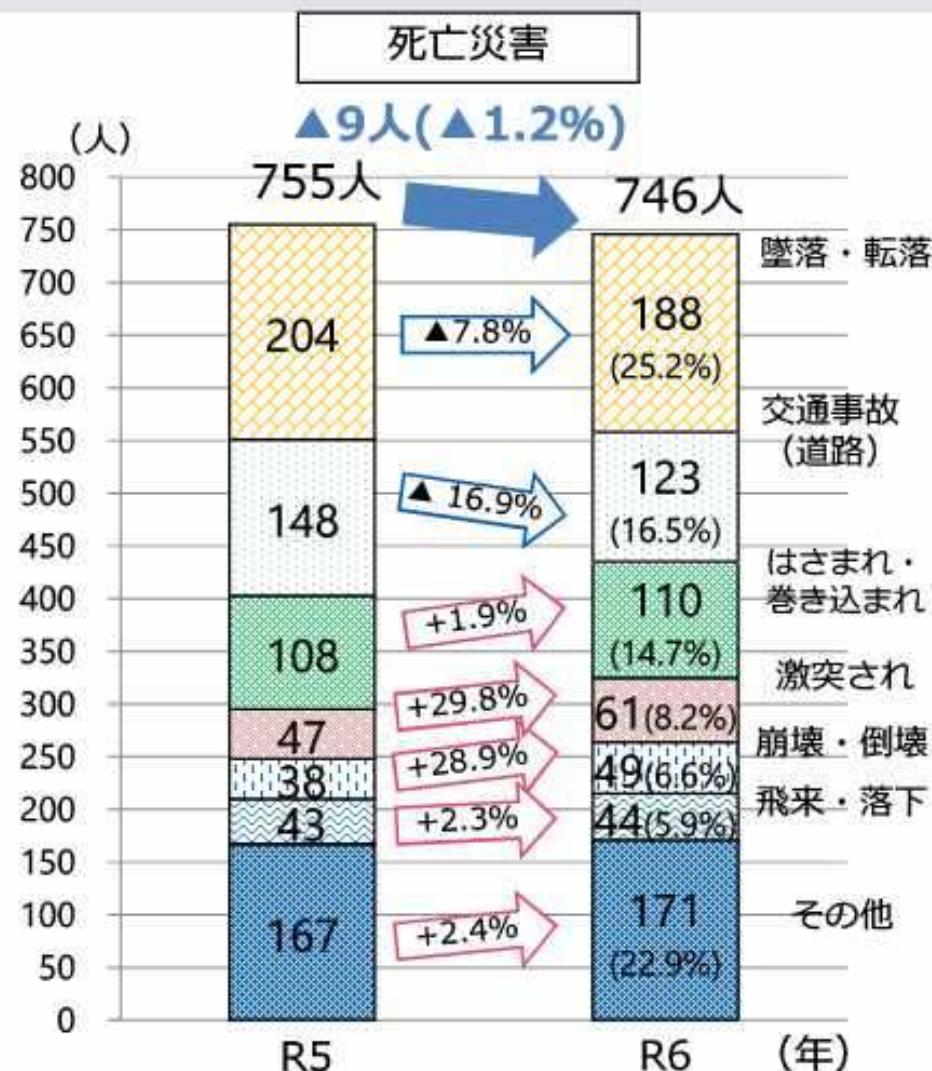
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

事故の型別労働災害発生状況（死亡者数、死傷者数）R5/R6比較

- 事故の型別の死者数は、激突され、崩壊・倒壊等で増加し、墜落・転落、交通事故（道路）で減少した。
- 事故の型別の死傷者数は、転倒、動作の反動・無理な動作等で増加し、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等で減少した。



※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

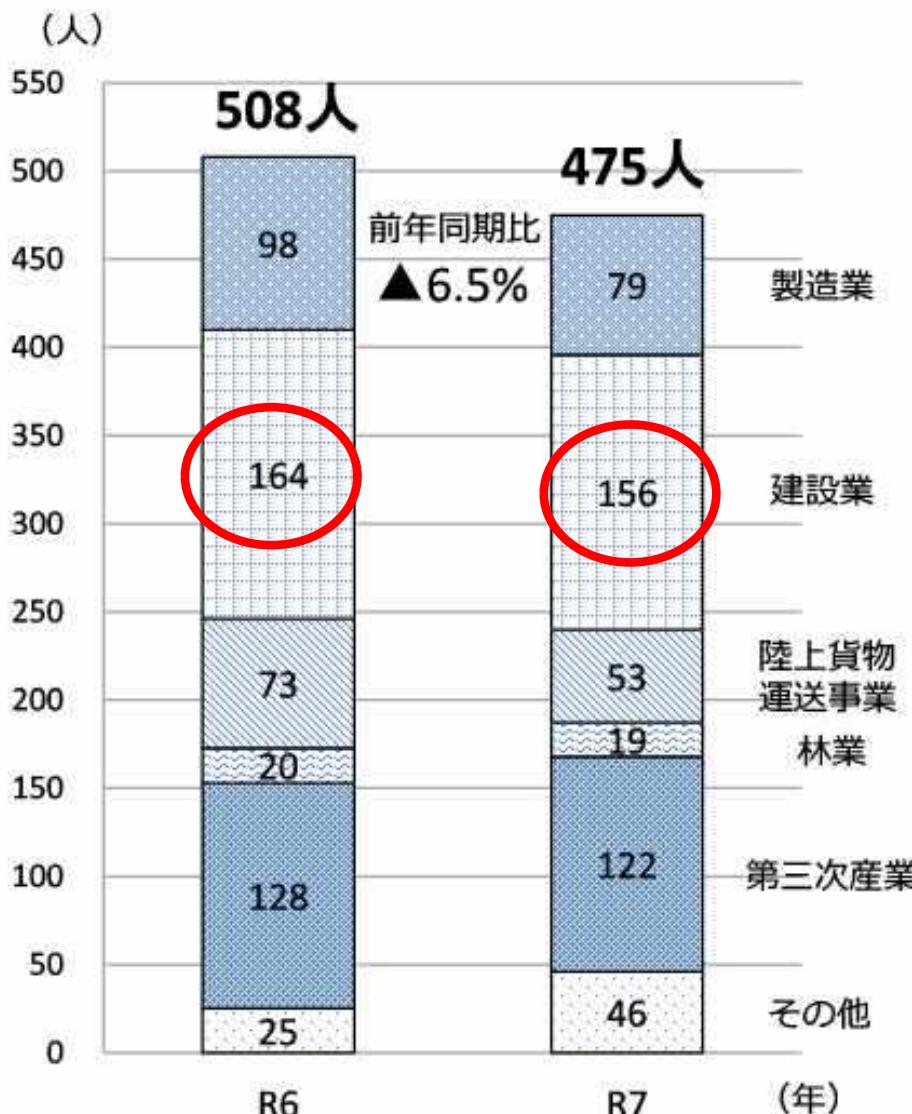
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和7年労働災害発生状況（令和7年10月速報値・業種別）

※ 令和7年1月1日から令和7年9月30日までに発生した労働災害について、令和7年10月7日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害



出典：死亡災害報告

※新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除いたもの。
※その他は、グラフ上に列挙された業種以外の業種の死者数を合計したもの。

休業4日以上の死傷災害



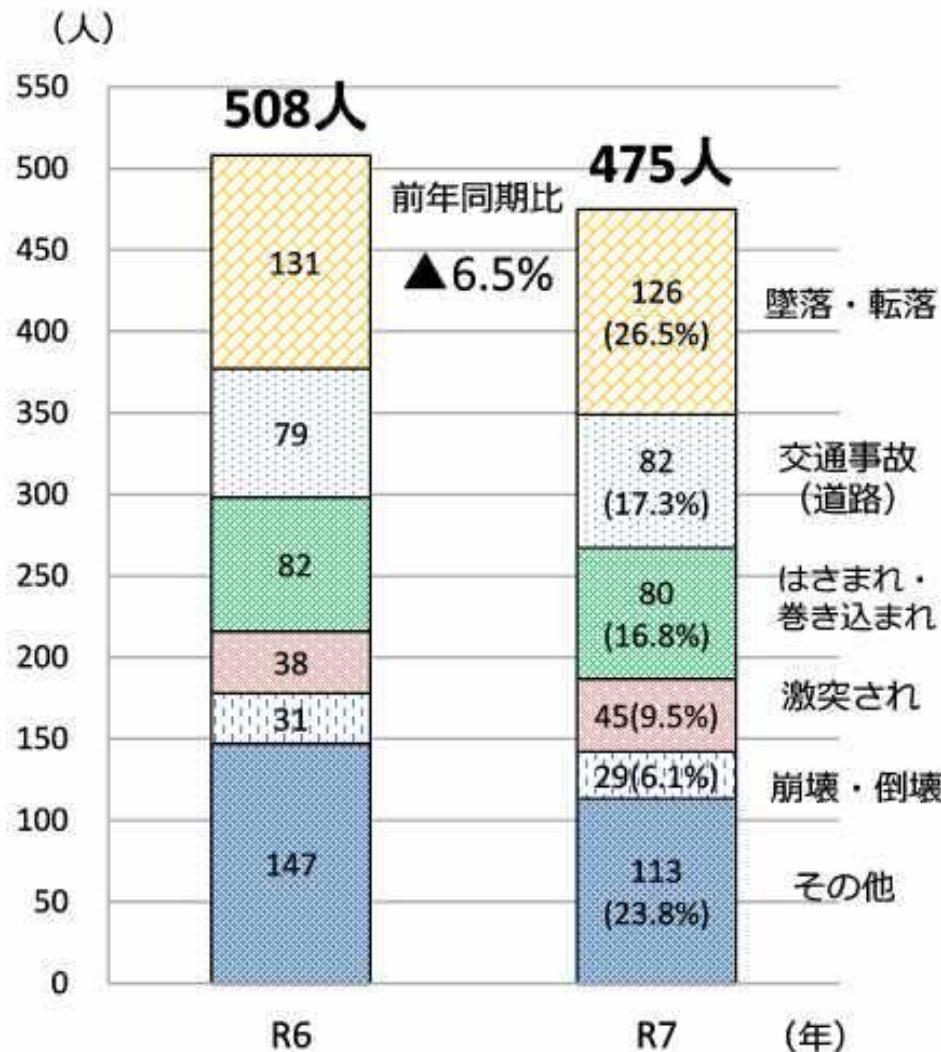
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除いたもの。
※その他は、グラフ上に列挙された業種以外の業種の休業4日以上の死傷者数を合計したもの。

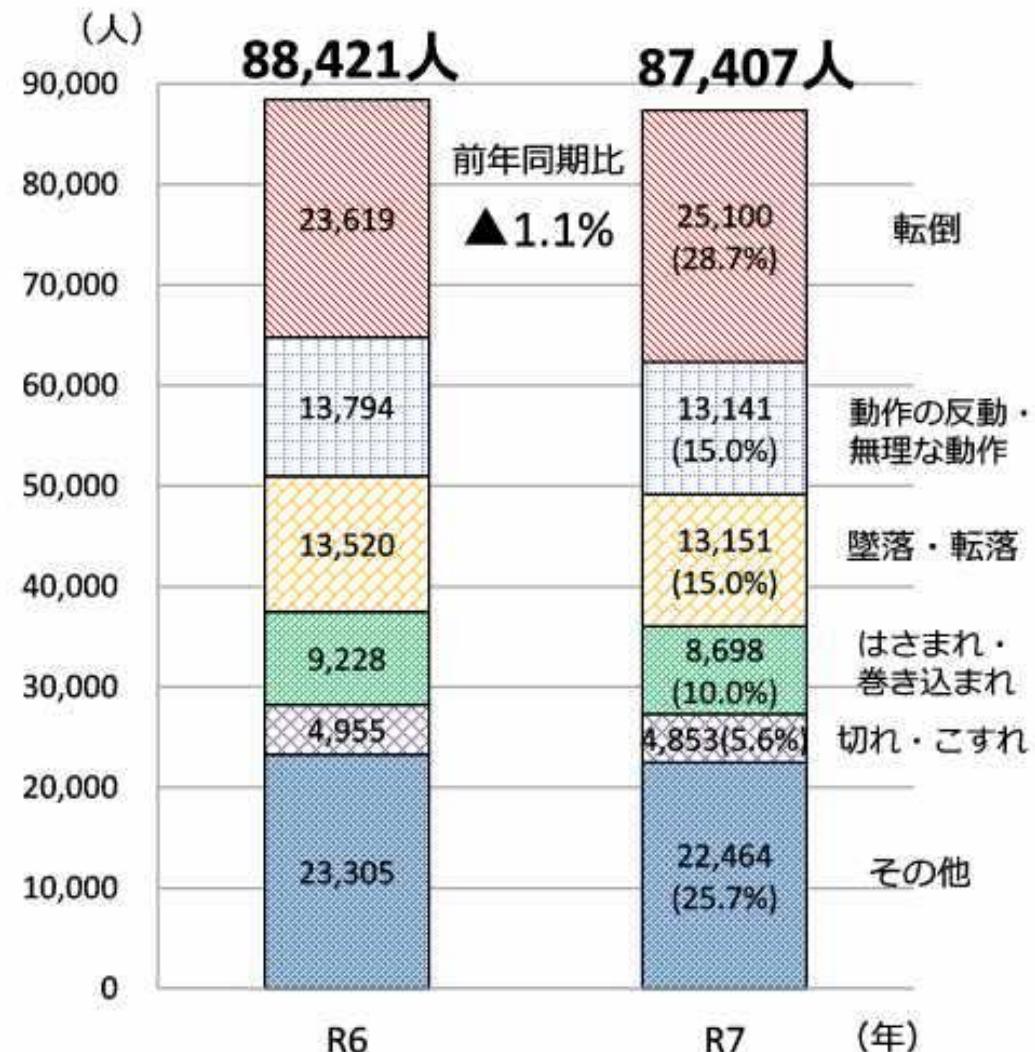
令和7年労働災害発生状況（令和7年10月速報値・事故の型別）

※ 令和7年1月1日から令和7年9月30日までに発生した労働災害について、令和7年10月7日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害



休業4日以上の死傷災害



出典：死亡災害報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

建設業における労働災害発生状況の推移

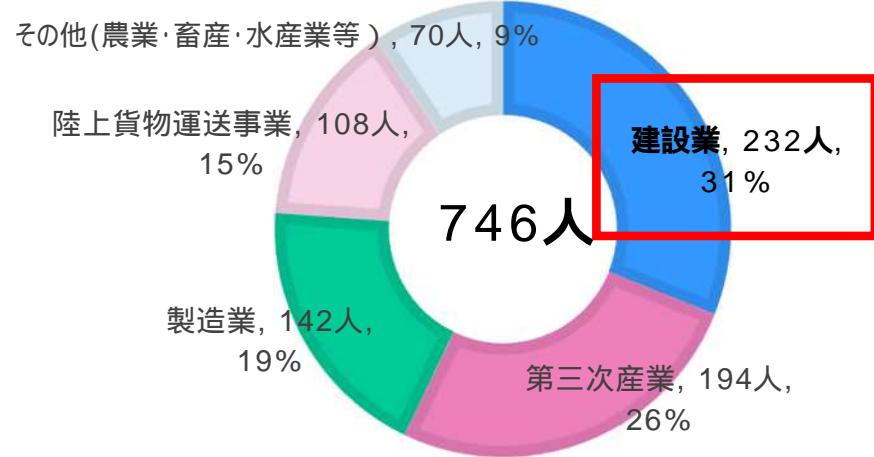
死亡災害 (資料出所：死亡災害報告(厚生労働省)) 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比較
死亡災害	367	342	377	327	294	323	309	269	256	278	281	223	232	+9人 4.0%増加
墜落・転落災害	157	160	148	128	134	135	136	110	95	110	116	86	77	9人 10.5%減少

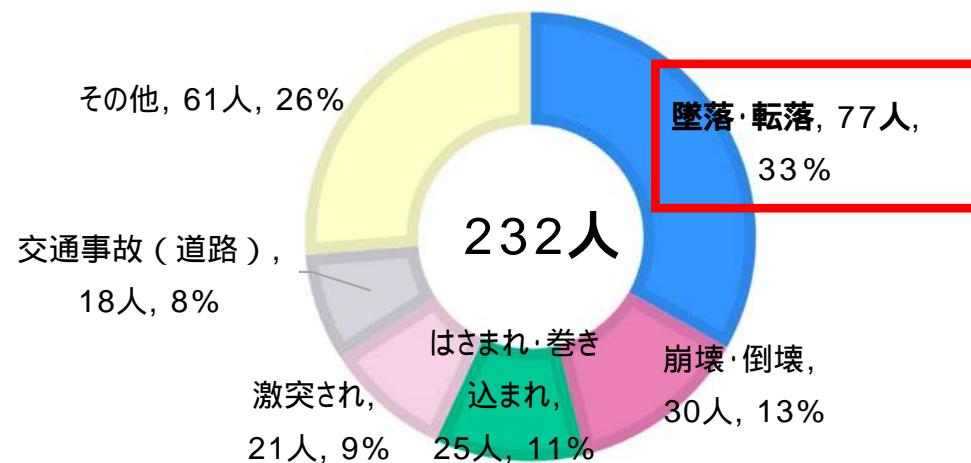
休業4日以上の死傷災害 (資料出所：労働者死傷病報告(厚生労働省)) 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比較
死傷災害	17,073	17,189	17,184	15,584	15,058	15,129	15,374	15,183	14,790	14,926	14,539	14,414	13,849	565人 3.9%減少
墜落・転落災害	5,892	5,983	5,941	5,377	5,184	5,163	5,154	5,171	4,756	4,869	4,594	4,554	4,351	203人 4.5%減少

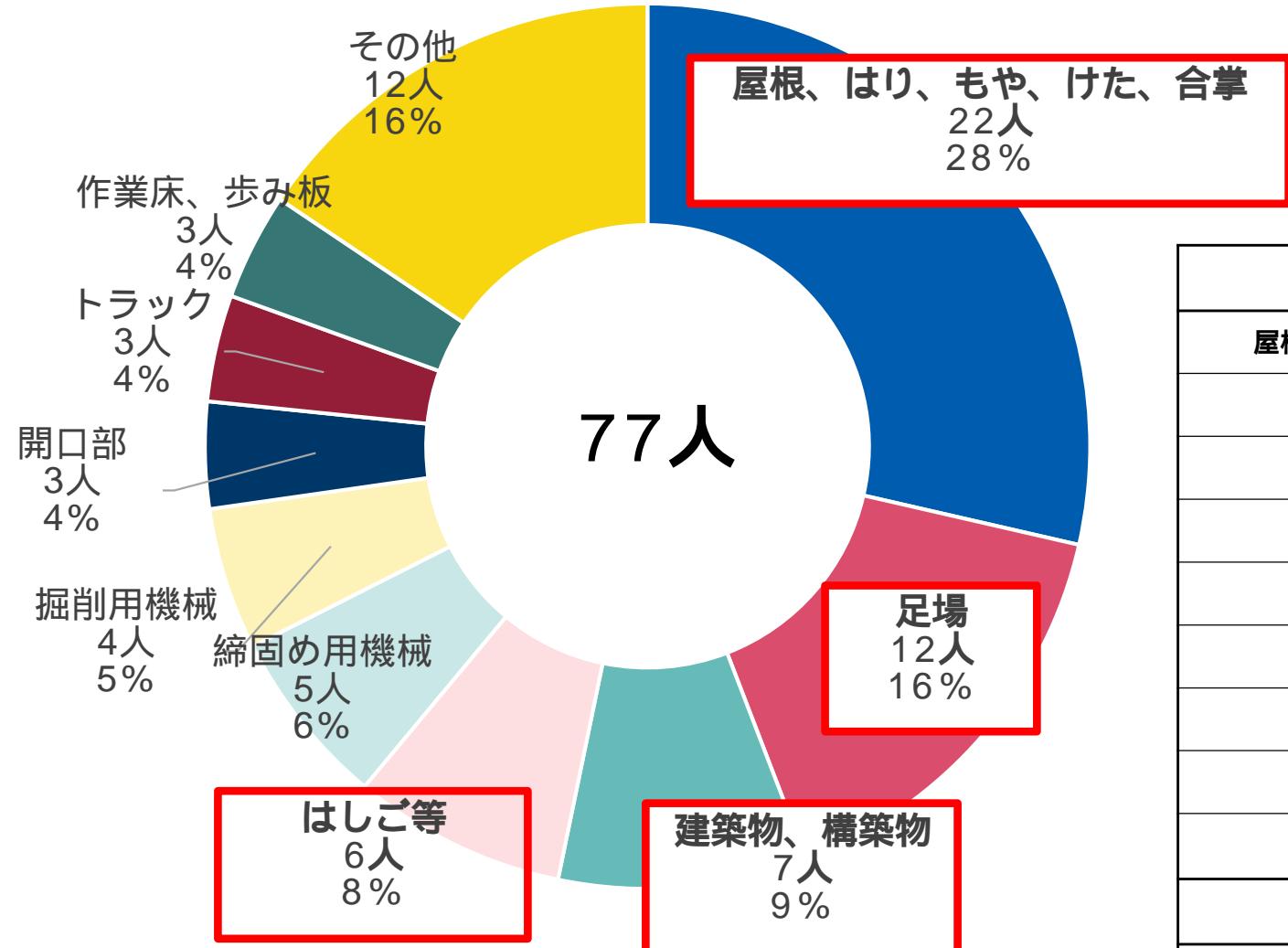
令和6年死亡災害の業種別内訳



令和6年建設業の死亡災害の事故の型別内訳



建設業における墜落・転落による死亡災害の内訳（令和6年）



起因物	死者数
屋根、はり、もや、けた、合掌	22
足場	12
建築物、構築物	7
はしご等	6
締固め用機械	5
掘削用機械	4
開口部	3
トラック	3
作業床、歩み板	3
その他	12
合計	77

令和7年に岐阜県内で発生した死亡労働災害

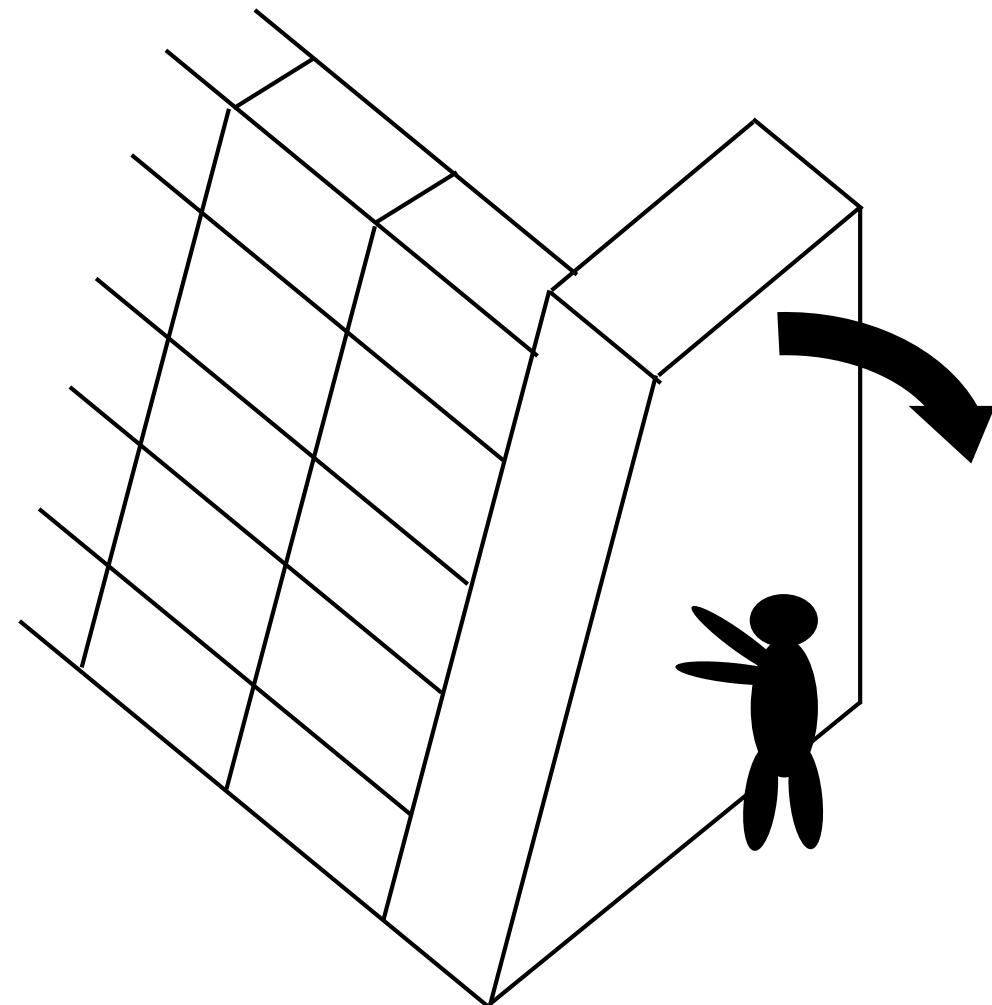
河川拡張工事の擁壁が倒れる

【災害発生状況】

河川護岸工事のブロック積み施工中、端部に高さ 3 m の小口止めを既製品とコンクリート打設により設置し、コンクリート型枠を解体したところ、小口止めが倒れて下敷きになった。

【原因】

小口止めは、他の構築物や基礎との固定が無く、型枠解体により控材を撤去したため、不安定な状態になり倒れたもの。



令和7年に岐阜県内で発生した死亡労働災害

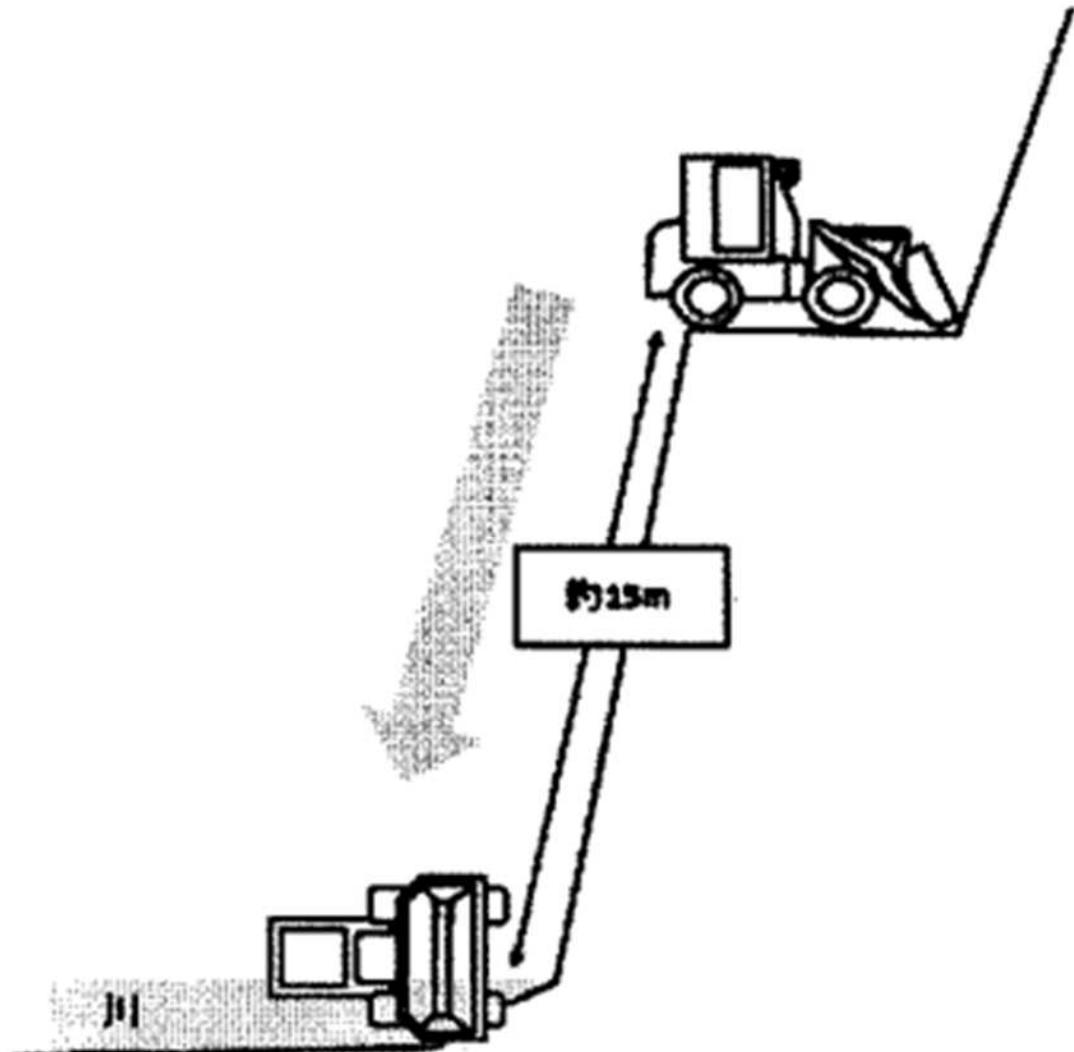
林道から重機が転落

【災害発生状況】

林道の落石除去作業中、ホイールローダーで道路脇に落石を寄せる作業を行っていた際に、後進中に左後輪が林道から脱輪し、路肩から約15m転落した。

【原因】

- ・誘導員を配置していなかったこと。
- ・本来の作業手順とは違う作業を行っていたこと。



2

労働者以外の者を含めた業務上の災害防止について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

建設アスベスト訴訟の最高裁判決について

最高裁判決（R3.5）を踏まえ、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るために、個人事業者等の業務上災害の実態等を踏まえた安全衛生対策のあり方について検討

労働安全衛生法（安衛法）の規定とこれまでの考え方

安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、これまでこの法律により保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用してきた。

<参考> 労働安全衛生法
(目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

最高裁（R3.5）の判断

建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である安衛法第22条（事業者による健康障害防止措置に関する規定）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。

<最高裁判決の論拠>

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

<参考> 労働安全衛生法

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液または残さい物による健康障害

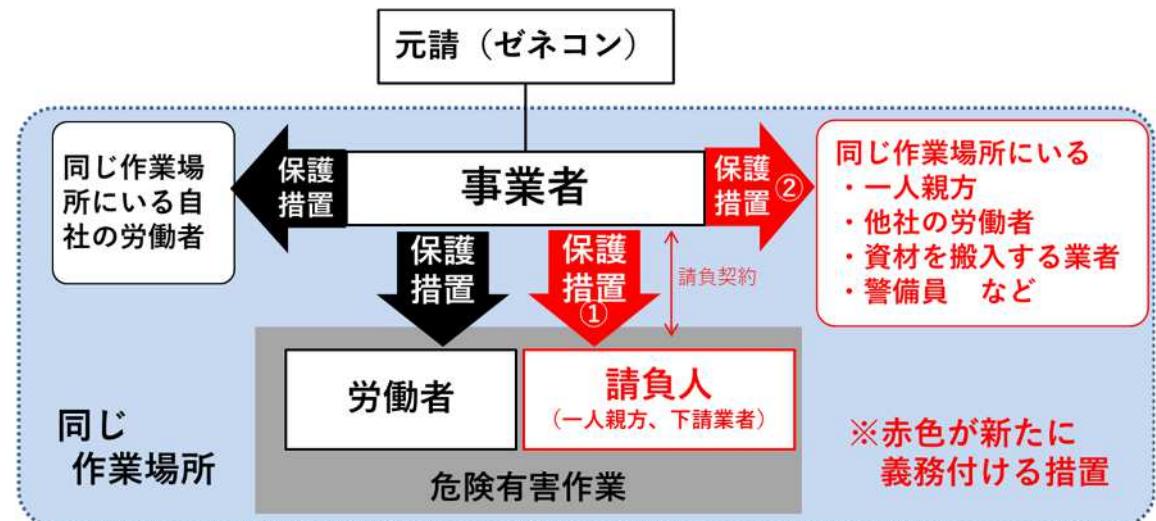
安衛法第22条に基づく措置の保護対象の見直し

建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正（令和5年4月施行）。

事業者が実施すべき事項（罰則付き）

労働者以外の者にも危険有害な作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。

同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。



危険有害な作業の一部を請け負わせる場合の主な措置

- ・作業時に設備を稼働させる等について配慮する義務
- ・保護具の使用が必要である旨を周知する義務
- ・作業方法の遵守が必要である旨を周知する義務
- ・身体の汚染除去が必要である旨を周知する義務

同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する主な措置

- ・危険箇所への立ち入りを禁止する義務
- ・特定の場所での喫煙・飲食を禁止する義務
- ・危険性等を掲示して知らせる義務
- ・事故発生時、退避させる義務

安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等による措置のあり方、注文者による措置のあり方等については、別の検討の場を設けて検討することとされ、「個人事業者等による安全衛生対策のあり方に関する検討会」にて検討（R4.5～）

安衛法第20条等に基づく措置の保護対象の見直し

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則

主な法改正等の内容

危険個所等で作業を行い場合に、事業者が行う**退避や立入禁止等の措置**について、同じ作業場所にいる労働者以外の人も対象とすることが義務付け
危険個所等で行う作業の一部を請負人に行わせる場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても**保護具等を使用する必要がある旨を周知**することが義務付け

3

特定元方事業者による作業場所の 巡視に係るデジタル技術の活用について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

元方事業者による巡視のデジタル活用

元方事業者の職場巡視

- 労働安全衛生法第30条第1項では、建設業及び造船業の元方事業者は、協議組織の設置運営、作業間の連絡調整等、混在作業による危険を防止するために必要な措置を講じなければならないとされている。
- 特定元方事業者による巡視は、作業間の調整が適正に実施されているかどうか、さらに作業場所における機械、設備等が安全に保たれているかどうかといった点を確認するためのもの。また、不安全な作業あるいは危険な状況があれば必要な措置を講ずるもの。
- 労働安全衛生規則第637条により当該巡視は毎作業日ごとに1回以上行うこととされている。

デジタル活用の方向

「特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について」(R6.6.28 基安安発 0628 第1号)

「特定元方事業者による遠隔巡視のあり方検討報告書（建災防）」(R6.3)

【原則】

- 安全衛生水準の低下を招かないこと。
- 重大な災害の発生リスクの大きい場合等は、目視による作業巡視とする。
- 遠隔巡視の場合でも、週1回は目視による巡視を行う。

【実効性の担保】

- 作業の状況、機械・設備等の安全を確認できるよう、現場に直接赴くことと同等の情報を入手できること。
鮮明な画像をリアルタイムで把握できる（映像）。
双方向コミュニケーションが円滑に実施可能（音声）。
遅延等リスクが小さいこと（通信速度）。
- モバイルカメラを基本とし必要に応じて定点カメラを併用する。

【留意点】

- 映像データを一定期間保存する。
- スマートフォンを手に持って移動することは禁止する。

4

改正労働安全衛生法及び作業環境測定法について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るために、

- ① 注文者等が講すべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講すべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

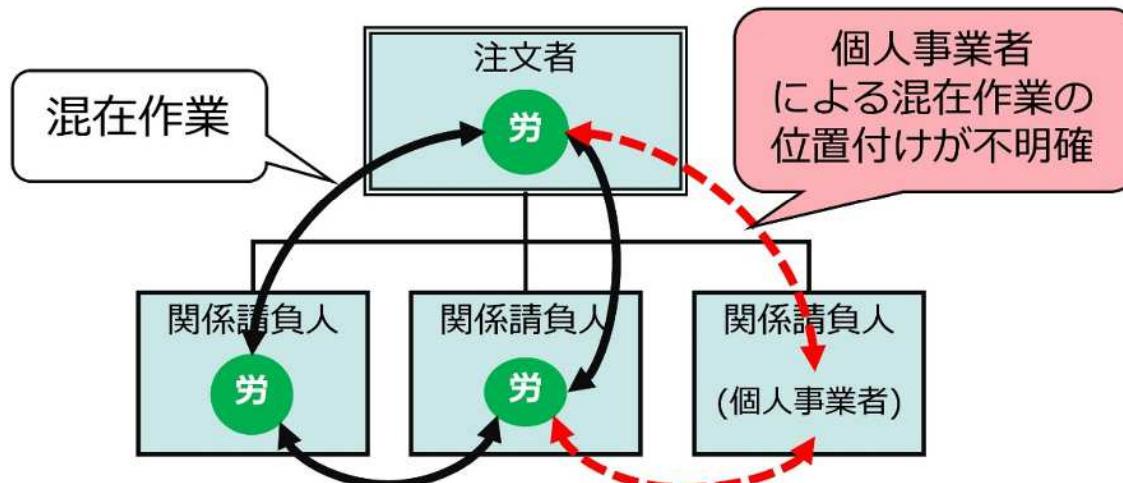
- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

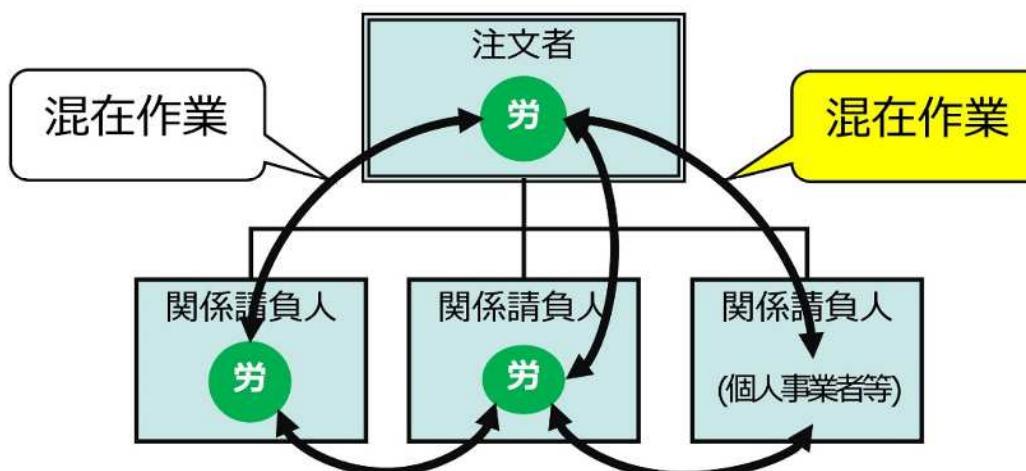
(参考) 注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

«現行»



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

«見直し後»



1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 改正政令案の概要（安衛令第7条）

1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法において、既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図る観点から、特定事業（建設業及び造船業）を行う特定元方事業者等が選任する統括安全衛生責任者の管理の対象に労働者以外の作業従事者を含めることとされた。
- 上記の改正に伴い、安衛令第7条第2項について、次のとおり、労働者の数ではなく、個人事業者や会社役員等を含めた作業従事者の数と改正するもの。

2. 改正の概要

- 安衛令第7条第2項中、「労働者」を「作業従事者」に改める。

【改正前】

法第15条第1項ただし書及び第3項の政令で定める労働者の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

【改正後】

法第15条第1項ただし書及び第3項の政令で定める作業従事者の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

3. 公布日等

(1) 公布日：令和7年10月（予定）

(2) 施行日：令和8年4月1日

1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 改正政令案の概要（安衛令第10条）

1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法では、既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図る観点から、機械等貸与者が機械等を「個人事業者」に貸与した場合についても、貸与した機械による労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならないとされたところ、当該機械等の範囲は安衛令第10条各号に規定されており、現状以下のとおりとなっている。
 - つり上げ荷重が〇・五トン以上の移動式クレーン
 - 安衛令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの
 - 不整地運搬車 作業床の高さが二メートル以上の高所作業車
- これら4種類の機械は、機械等貸与者がリースすることが一般的であり、「不特定の場所に自走する機械」であって「運転の業務に際して必要な資格等が定められている」（ ）もので、一定の労働災害が発生している。
- 「フォークリフト」、「ショベルローダー」、「フォークローダー」の3機械についても、上記の機械と同様の状況にあることから、対象機械等に追加する必要がある。
 - 安衛法第61条の就業制限又は同法第59条第3項の特別教育の受講義務
- このため、安衛令第10条について、次のとおり改正するもの。

2. 改正の概要

- 安衛令第10条に規定する安衛法第33条第1項の政令で定める機械等にフォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを加える。

3. 公布日等

(1) 公布日：令和7年10月（予定）

(2) 施行日：令和8年4月1日

1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 (参考) フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダー

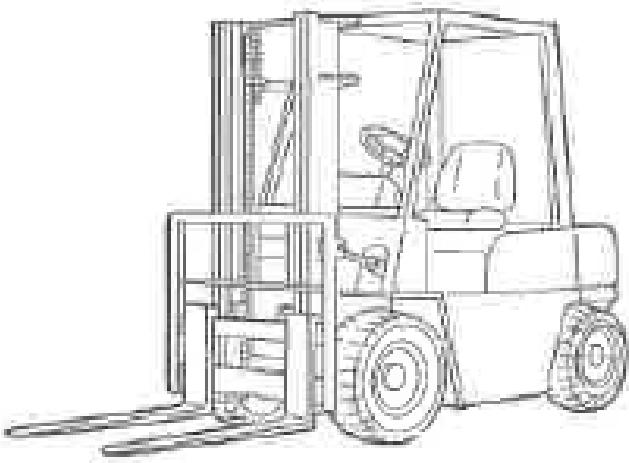


図1 フォークリフト（カウンターバランス）

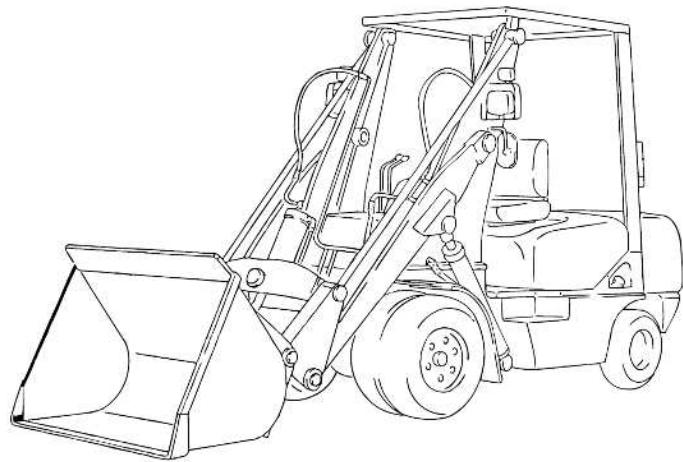


図2 ショベルローダー（リーチ機構なし）

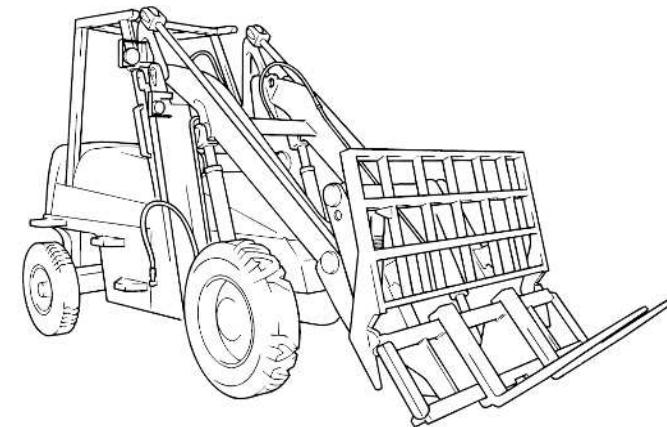


図3 フォークローダー

1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 改正政令案の概要（安衛令第11条）

1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法では、建築物等貸与者が建築物を「個人事業者」に貸与した場合についても、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため、必要な措置を講じなければならないとされた。なお、当該建築物の全部を一の事業者若しくは事業を行う者に貸与する場合及び二以上の個人事業者のみに貸与する場合には適用されない。
- 現状、安衛法第34条の対象となる建築物を安衛令第11条にて「事務所または工場の用に供される建築物」と定めているところ、建築物等の管理に起因する労働災害は事務所や工場に含まれない、例えばスーパーマーケットのバックヤード、物流センター、倉庫等あらゆる場所で発生している現状を踏まえると、安衛法第34条の対象となる建築物を事務所と工場のみに限定するのではなく、事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とするのが適当であるため、次のとおり改正するもの。

対象建築物を貸与する際の建築物貸与者の講すべき具体的な措置については、別途安衛則で定められており、災害事例等を踏まえ拡充予定。

2. 改正の概要

- 安衛令第11条において、安衛法第34条の対象となる建築物を、あらゆる事業の用に供される建築物とする。

3. 公布日等

(1) 公布日：令和7年10月（予定）

(2) 施行日：令和8年4月1日

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 業務上災害報告関係の改正（令和9年1月1日施行予定）

1. 改正の趣旨

個人事業者等の業務上災害については、現在、網羅的に把握する仕組みがないことから、労働者死傷病報告の仕組みを参考にして、個人事業者等の業務上災害の報告制度を創設することにより、労働災害防止をはじめとする施策の検討に資する。

改正労働安全衛生法（以下「法」という。）第100条の2第2項の規定により、厚生労働大臣は、調査のために必要なときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができることとされた。また、厚生労働大臣の調査に係る権限は労働局長や労働基準監督署長に委任できることとされている。

2. 改正の概要（その1）

（1）個人事業者等が労働者と同一の場所における就業に伴う事故等により、死亡し、又は休業（4日以上）した場合には、以下のとおり、所轄労働基準監督署が情報を把握できるよう、関係者に必要事項の報告を義務付ける【罰則なし】。

災害発生場所における直近上位の注文者（特定注文者）（当該者が存在しない場合には、災害発生場所を管理する事業者（災害発生場所管理事業者）。以下「報告主体」という。）は、個人事業者の業務上の災害を把握した場合には、所轄労働基準監督署に個人事業者の当該災害について遅滞なく報告することとする。

上記の場合において、個人事業者が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合には、個人事業者は、報告主体に業務上災害について遅滞なく報告することとする。

当該報告を受けた報告主体は、その内容を踏まえ、必要事項を補足した上で所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。

中小企業の事業主や役員の業務上災害については、上記 、 にかかわらず、所属企業は、所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。

個人事業者が請け負った仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含む）であって、自らも当該場所で仕事を行う者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち当該個人事業者に対して最も後次の請負契約における注文者）

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 業務上災害報告関係の改正（令和9年1月1日施行予定）

2. 改正の概要（その2）

（2）個人事業者等の脳・心臓疾患及び精神障害事案については、上記（1）によらず、個人事業者等（中小事業の事業主や役員の場合は所属企業）が直接、労働基準監督署に報告することができるることとする。

（3）上記（1）及び（2）のうち労働基準監督署への報告は、電子情報処理組織を使用することを原則とし、報告事項については、労働者死傷病報告の報告事項を参考（下線部は個人事業者等で追加となる事項）とし、以下に掲げる事項とする。

報告者に関する情報

労働保険番号、事業場の名称、災害発生場所の事業場や工事名、元方事業者名称等

被災者に関する情報

氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、経験期間、傷病名、傷病部位、特別加入の状況、
休業見込期間又は死亡日時、外国人の場合における国籍等

災害に関する情報

負傷又は疾病の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

その他

報告年月日、報告者の職氏名

労働者死傷病報告の報告事項で、個人事業者等の場合に不要な報告事項（常時使用する労働者の数、派遣労働者の場合における派遣先の事業場の名称等の情報）は削除している。

（4）報告主体は、個人事業者が上記（1）に基づき、法令上の義務となる業務上災害の報告を行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととする。

（5）その他所要の改正

3. 公布日等

公 布 日：令和7年11月（予定）

施 行 期 日：令和9年1月1日

4. 経過措置

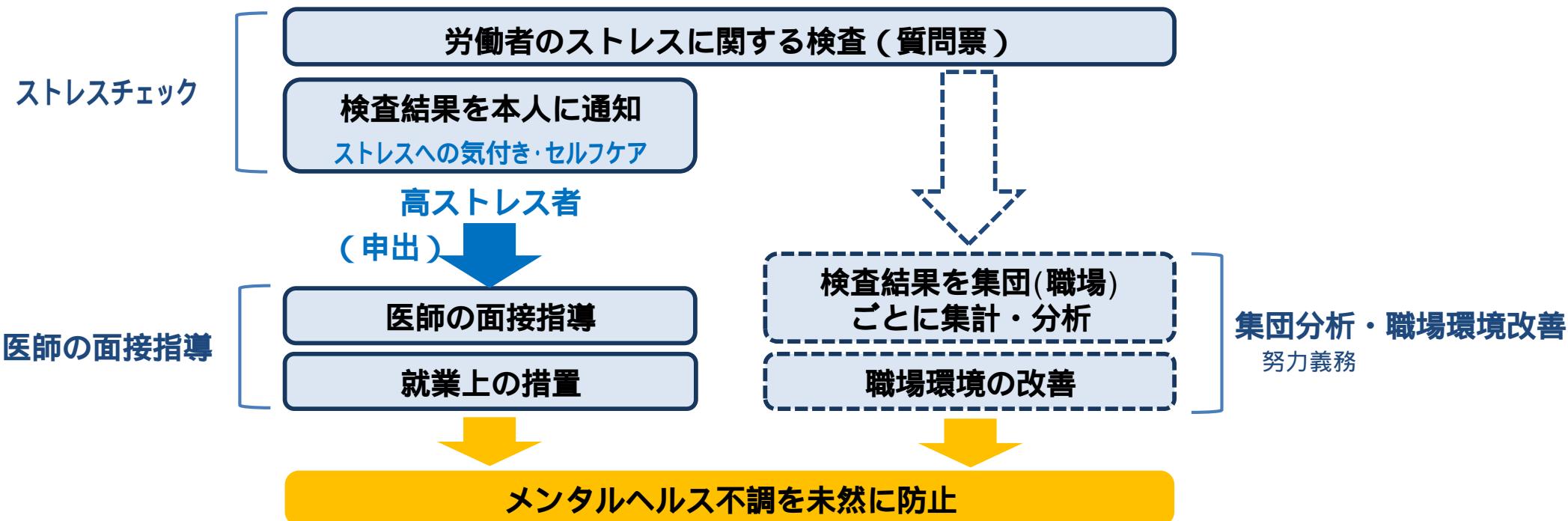
電子申請によることが困難な場合における紙媒体での報告を当面の間認める旨を規定

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

背景

事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっていた。

(ストレスチェック制度の流れ)



改正内容

ストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられていた（50人未満は努力義務）ところ、今年5月に公布された改正労働安全衛生法により、これを全ての事業場に義務化する。

小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

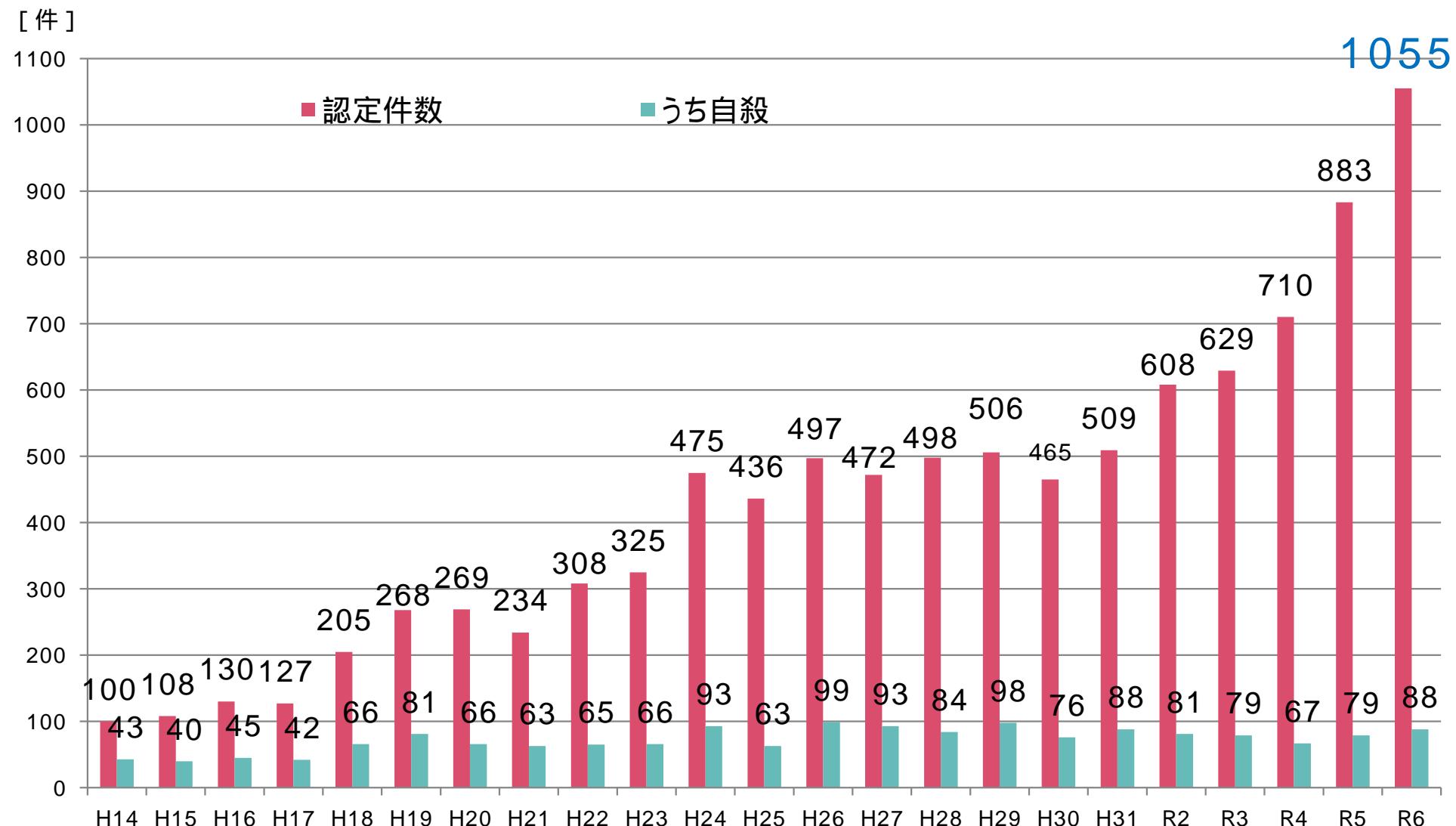
- ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充 等の支援策を講じていく。

また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後3年内に政令で定める日）。

精神障害の労災認定の状況

精神障害の労災支給決定件数は増加傾向にあり、令和6年度には1055件と過去最多

精神障害の労災支給決定件数の推移



精神障害の労災認定の状況

精神障害の原因となった出来事は、「パワハラを受けた」「仕事内容・仕事量の（大きな）変化」「カスハラを受けた」「セクハラを受けた」等が多い。

精神障害の労災支給決定件数／出来事別（上位10項目）

順位	出来事の類型	支給決定件数
1	パワーハラスメント	224 (10)
2	仕事内容・仕事量の（大きな）変化	119 (21)
3	顧客・取引先・施設利用者等からの著しい迷惑行為	108 (1)
4	セクシュアルハラスメント	105 (0)
5	悲惨な事故や災害の体験・目撃	87 (0)
6	特別な出来事	78 (10)
7	1か月に80時間以上の時間外労働	51 (6)
8	(重度の)病気やケガ	48 (4)
9	同僚等からの暴行又はひどいいじめ・嫌がらせ	44 (1)
10	上司とのトラブル	38 (4)

()内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数

精神障害の労災認定の状況

中分類「総合工事業」「設備工事業」においても、精神障害の労災認定事案は多い。

精神障害の支給決定件数の多い業種（中分類の上位15業種）

順位	業種（大分類）	業種（中分類）	支給決定件数	うち自殺 (未遂を含む)
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	152	3
2	医療、福祉	医療業	118	8
3	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	69	6
4	建設業	総合工事業	46	9
5	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	44	4
6	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	30	1
6	卸売業、小売業	その他の小売業	30	1
8	製造業	食料品製造業	29	2
9	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	24	0
10	卸売業、小売業	各種商品小売業	22	3
10	製造業	輸送用機械器具製造業	22	3
10	教育、学習支援業	学校教育	22	1
13	建設業	設備工事業	20	1
13	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）	20	2
15	情報通信業	情報サービス業	19	2

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

精神障害の労災認定の状況

労災認定件数を事業場規模別に見ると、労働者数に比例して発生しており、小規模事業場においても多い。

令和5年度の精神障害の労災支給決定件数 / 事業場規模別¹

	全体	10人未満	10-29人	30-49人	50-99人	100-299人	300-499人	500-999人	1000人以上
精神障害の 労災支給 決定件数 ²	877件 (100)	136件 (15.5)	199件 (22.7)	100件 (11.4)	114件 (13.0)	147件 (16.8)	65件 (7.4)	45件 (5.1)	71件 (8.1)
労働者数 ³	55,143,895人 【100】	9,287,959人 【16.8】	13,152,068人 【23.9】	6,491,004人 【11.8】	7,505,914人 【13.6】	8,700,101人 【15.8】			10,006,849人 【18.1】

1 事業場規模は調査時点（令和6年度）。労災支給決定時点とは異なる場合がある。

2 令和5年度の労災支給決定件数883件の内、事業廃止のほか事業場としての存続不明な6件を除く877件。

3 労働者数は令和3年経済センサス 活動調査（総務省統計局）における調査票情報をもとに、厚生労働省労働基準局が独自集計。令和3年6月1日時点。

出典：労災支給決定件数は令和5年度「過労死等の労災補償状況」を基に加工
労働者数は令和4年「労働基準監督年報」

メンタルヘルス対策の体系とストレスチェック制度

事業場における労働者のメンタルヘルスケアは、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する「三次予防」に分けられる。

ストレスチェック制度は、これらのうち特に一次予防のための措置を強化する観点から導入され、当該制度の推進等を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の促進が図られている。

体制整備

衛生委員会等での調査審議

心の健康づくり計画の策定

メンタルヘルス推進担当者等の選任

一次予防 メンタルヘルス不調の未然防止

労働者のストレスマネジメントの向上
・教育研修、情報提供 ・セルフケア 等

職場環境等の把握と改善
・過重労働による健康障害防止
・ラインケア、パワハラ対策 等

二次予防 早期発見・適切な対応

上司、産業保健スタッフ等による相談対応、メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応 等

三次予防 職場復帰支援

職場復帰支援プログラムの策定、実施
主治医との連携 等

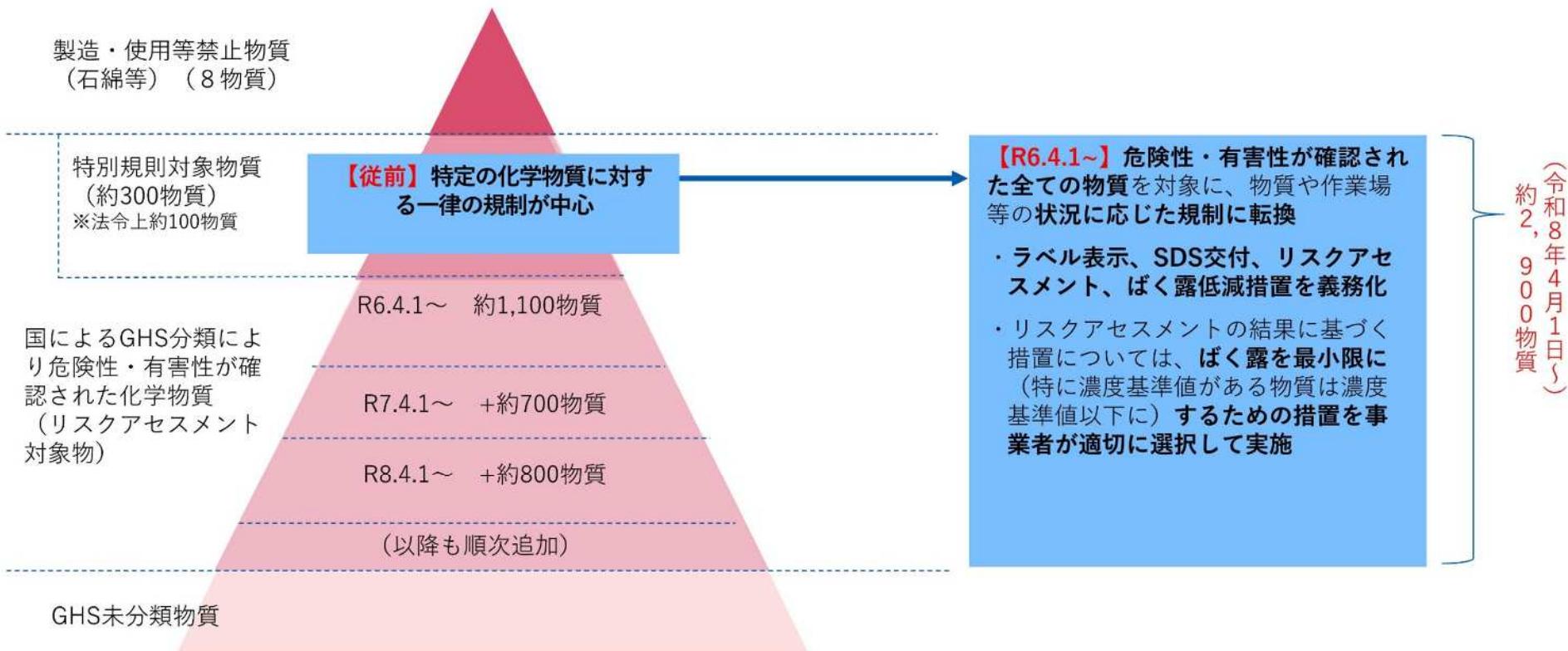
ストレスチェック制度

具体的取組

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

背景

- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。（令和4年から政省令改正・順次施行）
- これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDS（※）の交付等）」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大されることが予定されている。
(※) 安全データシート（Safety Data Sheet）の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取り扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。



(注) G H S : 2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格 Z7252（G H Sに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・S D S交付等の義務対象物質を特定している。

危険・有害性情報の通知制度

○ 労働安全衛生法に基づき、

- ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
- ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



改正内容

- 化学物質の譲渡・提供における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
 - ・通知義務違反に対する罰則の新設
 - ・通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講すべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

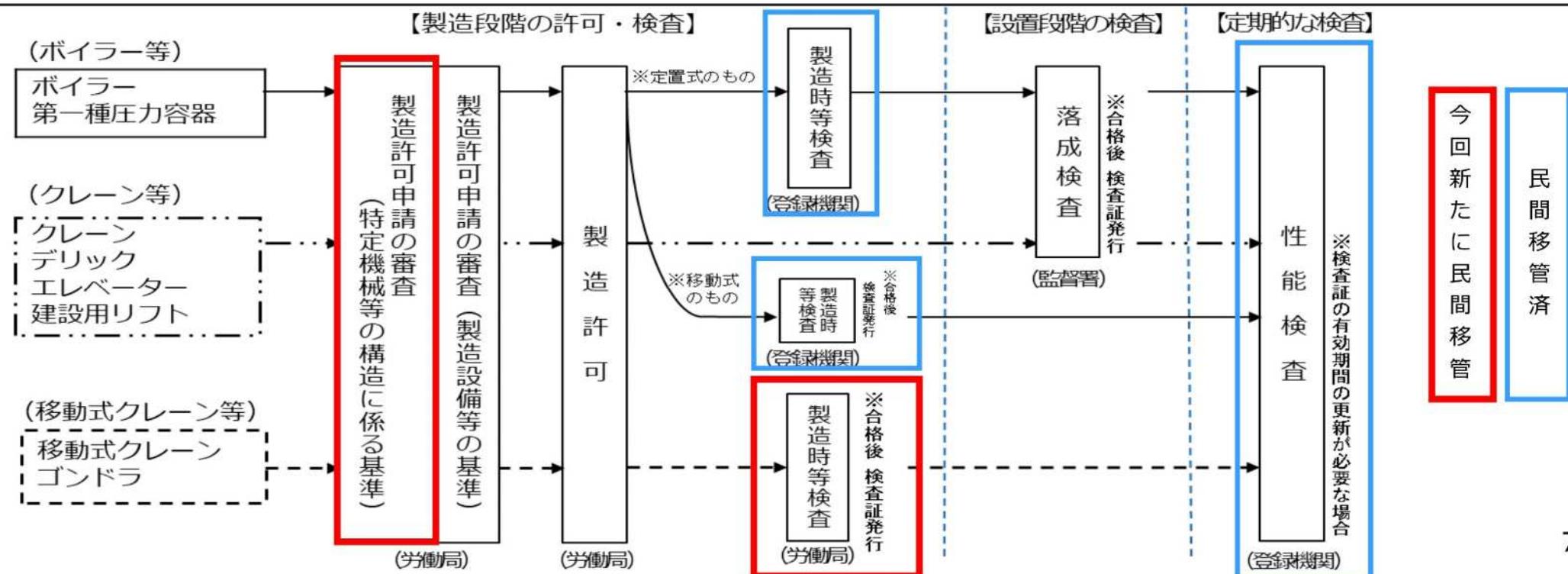
4. 機械等による労働災害の防止の促進等

背景

- 危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーン等）については、安全性能を確保するために、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査を義務付けている。
- 新技術の誕生に伴い設計・検査手法の高度化・専門化が必要となっているところ、EU諸国をはじめとした諸外国では、専門性を持つ民間の検査機関の活用が進んでいる。これまで一部検査について民間移管を進めてきたが、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止するため、更なる行政の効率化や民間活力の活用を促進する必要がある。
- また、技能講習を実施する民間登録機関が不正に技能講習修了証を交付する等の不正事案が生じており、その防止対策を強化する必要がある。

改正内容

- 製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査について、民間の登録機関が行えるようにする。
- 製造時等検査について、移動式クレーン及びゴンドラも民間の登録機関が行えるようにする。
- 民間の登録機関の業務の適正な遂行を担保するため、適切な登録要件の設定、要件に適合しなくなった場合の行政処分などの仕組みを整備する。
- 民間の登録機関の不正防止のための措置その他の所要の改正を行う。



5. 高齢者の労働災害防止の推進

背景

- 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。
- また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。



改正内容

- 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（※）を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

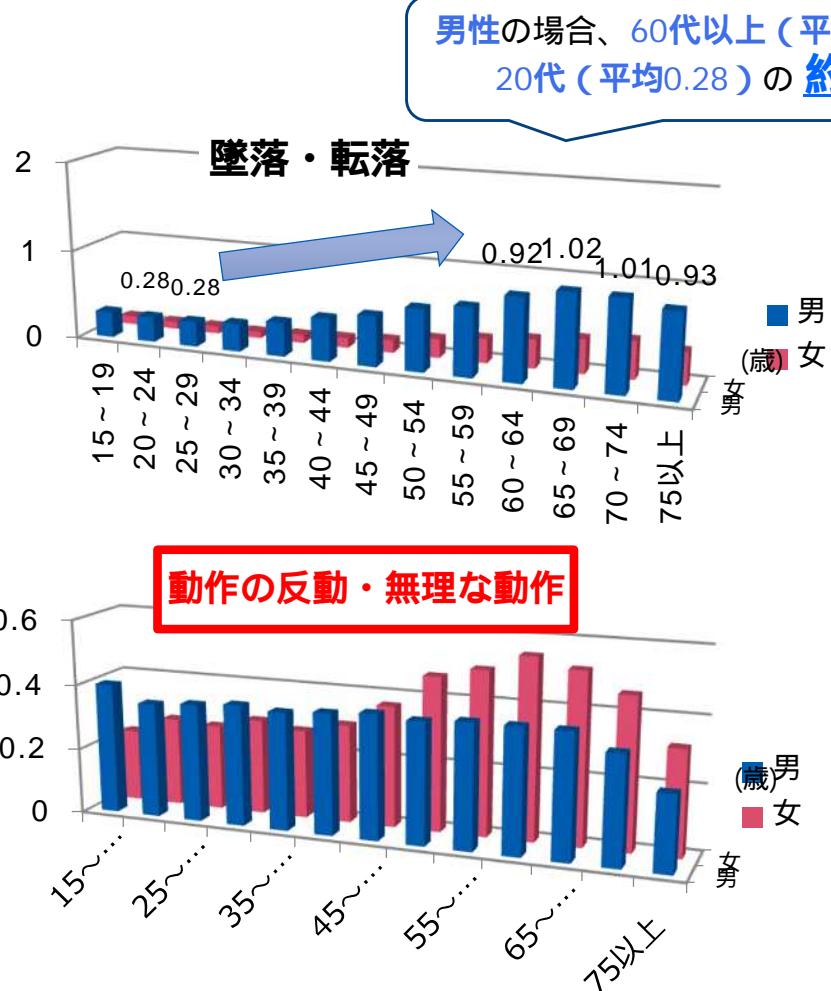
（※）現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めており、これを参考に指針を検討。

事故の型別毎の労働災害発生状況

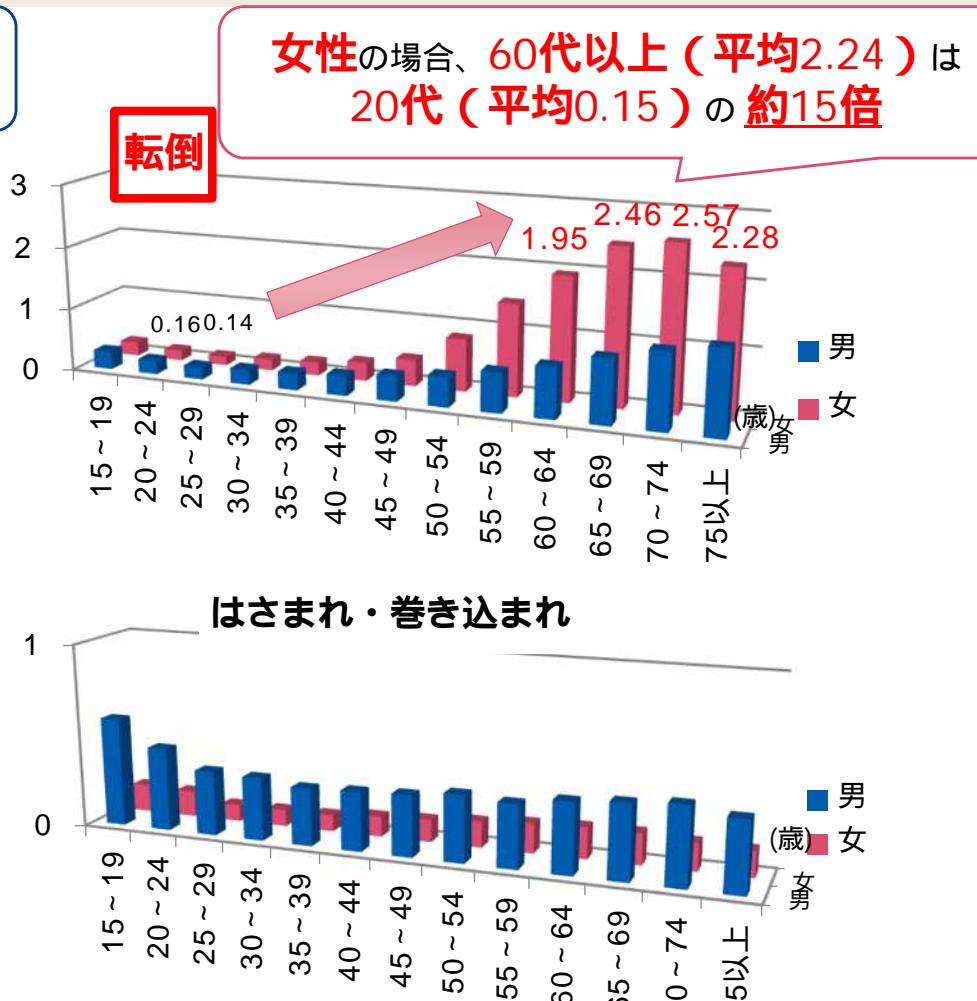
転倒は、高年齢になるほど労働災害発生率が上昇。

高年齢女性の転倒災害発生率は特に高い。

年齢の上昇に着目した対策は転倒、墜落・転落で特に重要な課題
(とりわけ中高年齢女性の転倒防止)



千人率 = 労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000
便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。



データ出典：労働者死傷病報告（令和3年）
：労働力調査（基本集計・年次・2021年）

【参考】高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの概要 エイジフレンドリーガイドライン（安全衛生部長通達）

1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聞く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期の健康診断を確實に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

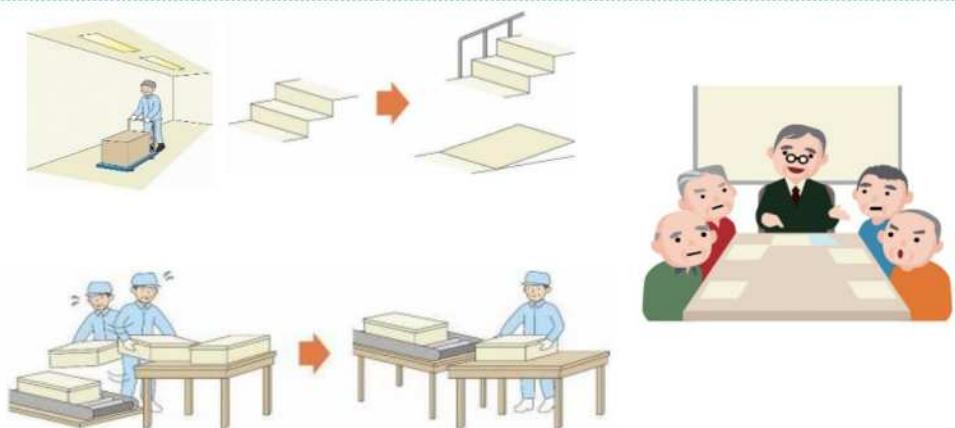
● 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- ・集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



5

建設業における安全衛生対策

ひと、くらし、みらいのために



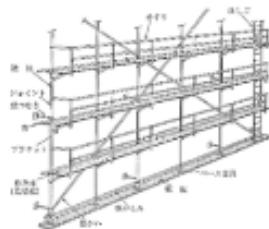
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

足場に関する改正労働安全衛生規則について

①

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

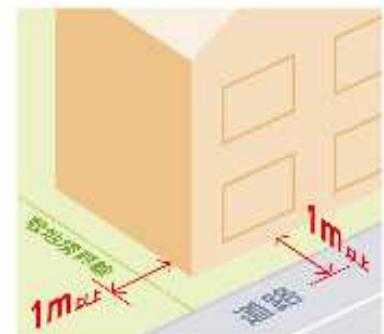


一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



R6.4.1
施行

②

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

●指名の方法 点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

③

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

R5.10.1
施行

R5.10.1
施行

手すり先行工法等に関するガイドラインの改正

(令和5年12月26日付け基発1226第2号)

ガイドラインの目的・改正の主旨

- 足場の組立て、解体又は変更の作業における手すり先行工法の普及促進を図ることにより、労働者の足場からの墜落等を防止すること。
- くさび緊結式足場の普及、最新の技術基準や、足場に係る法令改正を反映すること。

主な改正内容

1. 直近の足場の使用状況の反映

くさび緊結式足場の普及の反映

- 近年、主流となっているくさび緊結式足場について、その使用に当たっての留意事項等を追記

手すり先行工法の最近のトレンドの反映

- 近年では、「手すり先送り方式」に代わり「手すり据置方式」による手すり先行工法が主流となっていることを反映

2. 足場部材の最新の技術基準等の反映

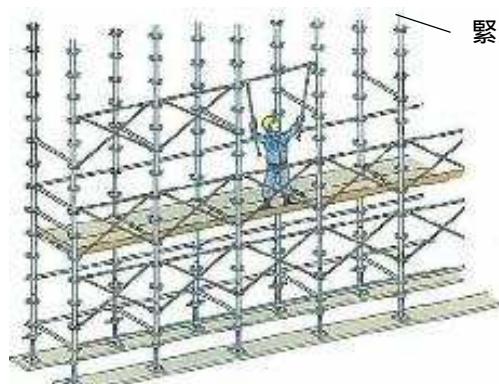
(一社)仮設工業会による、足場部材の最新の技術基準(くさび緊結式足場用先行手すり、安全ネット等)の反映

3. 足場に係る法令改正の反映

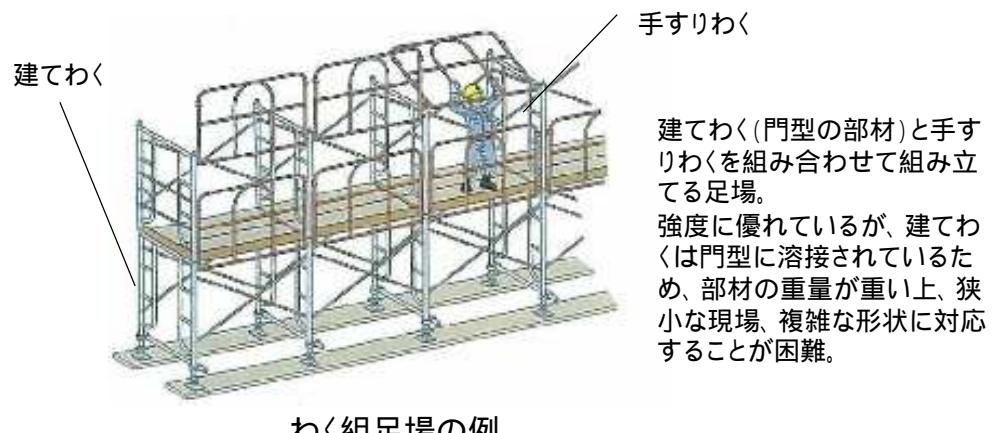
足場の組立て作業の業務に係る特別教育の追加

墜落制止用器具に係る法令改正の反映

- 「安全帯」「要求性能墜落制止用器具」
 - フルハーネス型墜落制止用器具の使用に係る特別教育の追加
- 足場の点検に係る法令改正等の反映**
- 点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加
 - 組立て等後点検実施者として、足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨



くさび緊結式足場の例



わく組足場の例

木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアルの策定 屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進

(令和6年3月29日付け基安安発0329第3号)

マニュアル策定の背景等

- 建設業における死亡災害では墜落・転落が最多で約4割を占め、うち2割が屋根等からの墜落・転落となっているほか、死傷災害でははしご・脚立等からの墜落・転落が多くを占めている。
- 建設職人基本法に基づき、令和5年6月に閣議決定された基本計画においても、屋根、はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成等が明記されたことも踏まえ、新たなマニュアルを策定した。

マニュアルの主な内容

1. 木造家屋等低層住宅建築工事の労働災害の特徴

- 木建工事における死亡災害の説明（約8割が墜落・転落災害で、うち屋根等が約5割）
- 墜落災害事例の紹介と再発防止対策の解説

2. 足場・屋根上・開口部等における墜落防止

- リスクアセスメント、作業手順書、KY活動、足場の安全対策等の紹介
- 作業床の設置が困難な場所での安全対策としてスライドレール式安全ブロック工法、親綱の設置方法等を解説

3. はしご・脚立等からの墜落防止

- はしご・脚立等の安全性基準、法規制の説明
- はしご・脚立の正しい使用方法、安全のポイント等をイラスト等で分かりやすく解説
- アルミニウム合金製可搬式作業台の正しい使用方法の解説

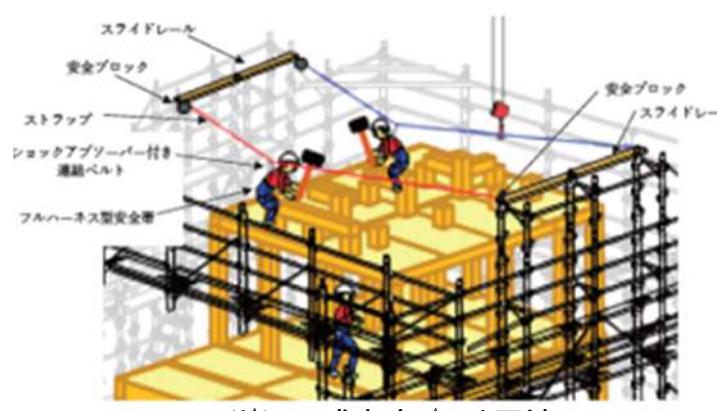
4. 墜落防止用機具（安全帯）等の種類と特徴

- 墜落防止用器具等の構造、特徴、使用上の注意事項等
- 保護帽（ヘルメット）の使用上の注意事項、あごひもと耳紐の関係、安全靴の耐滑性、屈曲性及び安全性

5. 関係法令、規格、ガイドライン



開口部周りの墜落防止措置の例



スライドレール式安全ブロック工法



脚立の正しい使い方

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落災害防止措置等に係る改正労働安全衛生規則について



1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置				高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。
墜落による危険を防止するための保護帽の着用				高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

R5.10.1
施行

: 現行の規則
: 新設
: 望ましい措置

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	<ul style="list-style-type: none">・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none">・荷の種類及び取扱い方法・台車の種類、構造及び取扱い方法・保護具の着用・災害防止	2時間
	関係法令	<ul style="list-style-type: none">・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2時間

R6.2.1
施行

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

R5.10.1
施行

脚立作業の安全対策の徹底

ひと、くらし、みらいのために



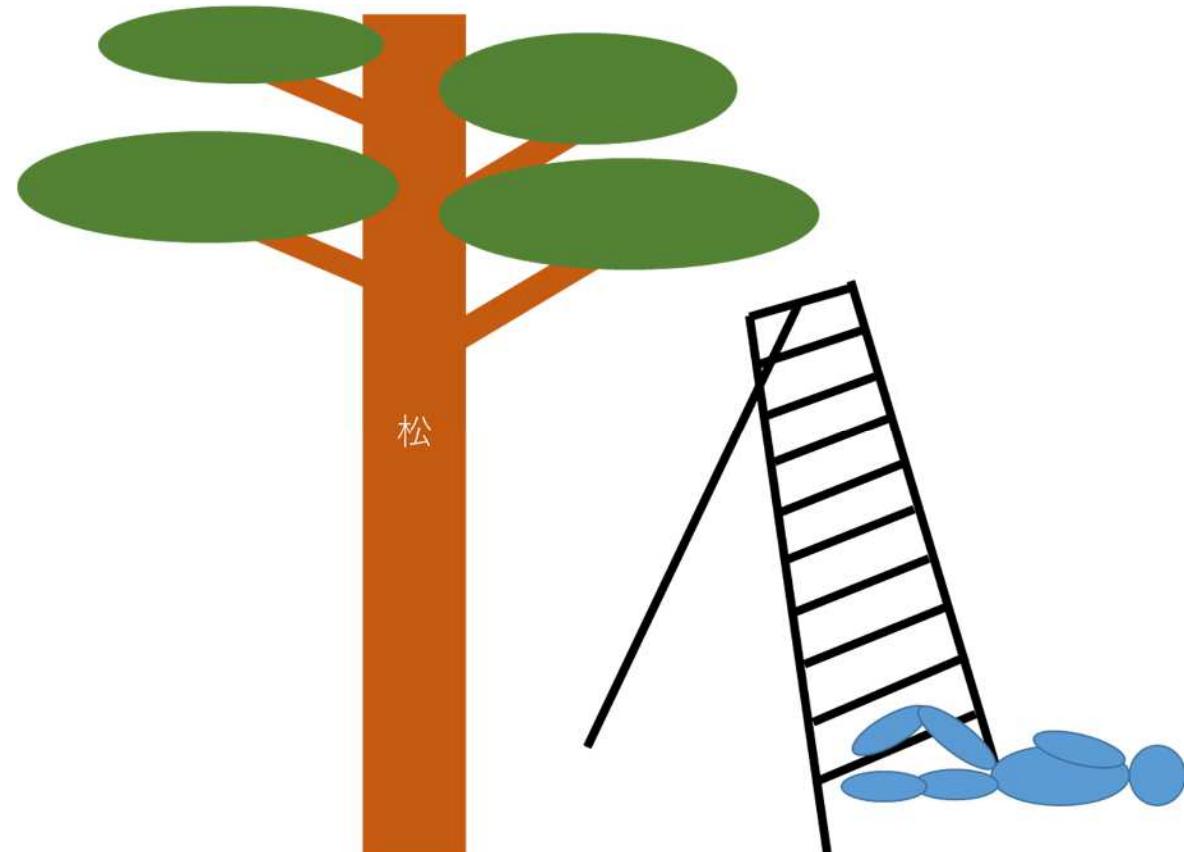
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 6 年に発生した死亡災害事例（岐阜県内）

災害発生状況

樹高5.7mのクロマツの剪定作業中、三脚脚立の5～6段目(高さ約1.5m)に登り、剪定ハサミで枝切り作業を行っていたところ、バランスを崩し、地面に墜落した際に、頭部を強打したもの。被災者は、墜落制止用器具と保護帽を着用していた。

作業を見ていた者がいないため推測であるが、脚立から降りる際に踏み桟から足を滑らせたことが原因と思われる。



三脚脚立の安全対策の徹底

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通達

・平成29年6月15日付け 基安安発0615第2号

「三脚脚立に係る安全対策のお願いについて」

・平成30年2月19日付け 基安安発0219第2号

「三脚脚立に係る後付け金具の販売について」

三脚脚立を使用する際の注意事項

《労働安全衛生規則第528条》

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4 (略)

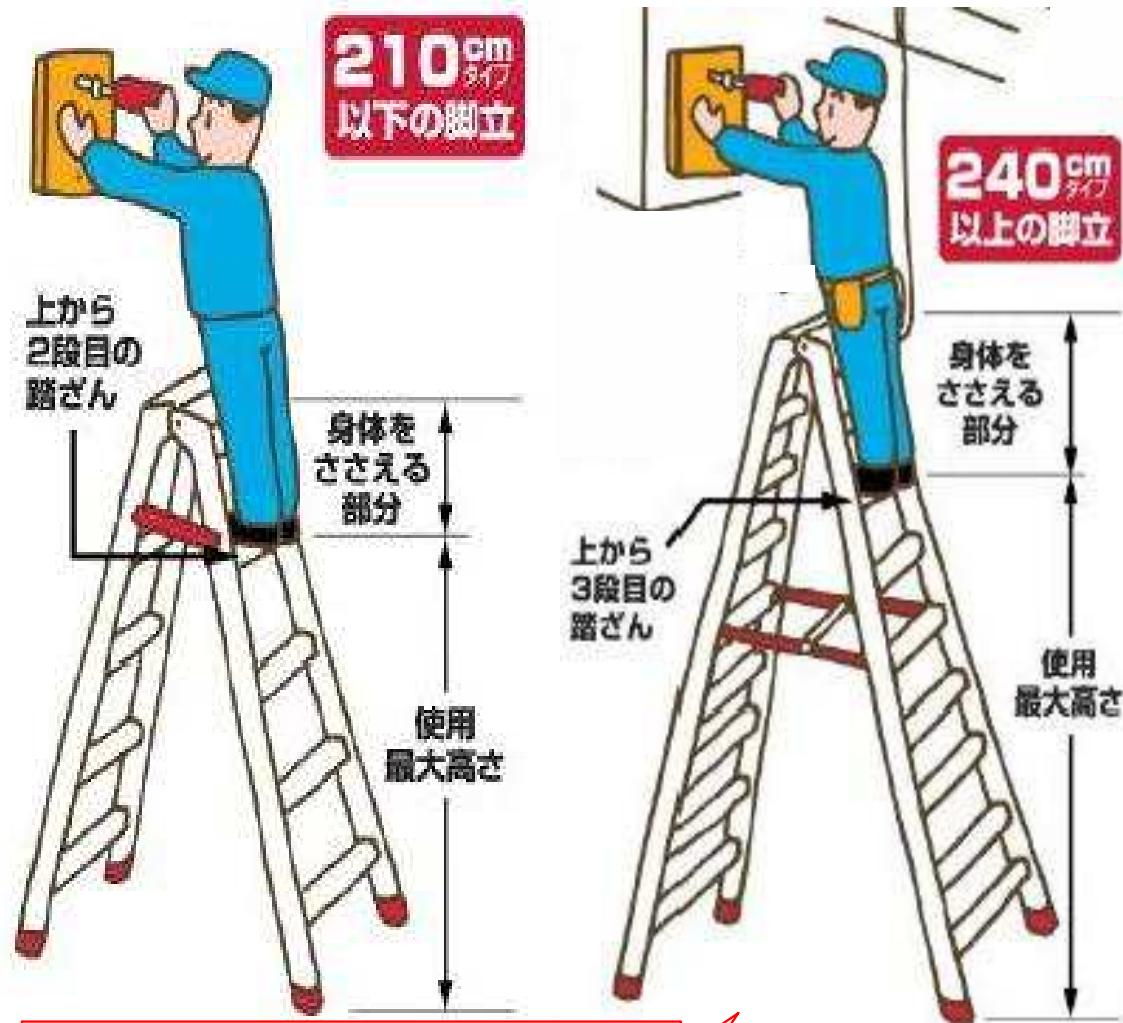
三脚脚立の開き止め金具の例（1）



三脚脚立の開き止め金具の例（2）



脚立の安全使用のポイント



【脚立作業のポイント】

- ・天板には乗らない
- ・またがって使用しない
- ・昇降時に荷物を持たない

脚立を使用する際の注意事項《安全衛生規則第528条》

踏み面は作業を安全に行うために必要な面積



すべり止めのあるもの

開き止め金具を
確実に働かせる



「うま」は単独使用禁止！

ヘルメットの適切な使用方法について

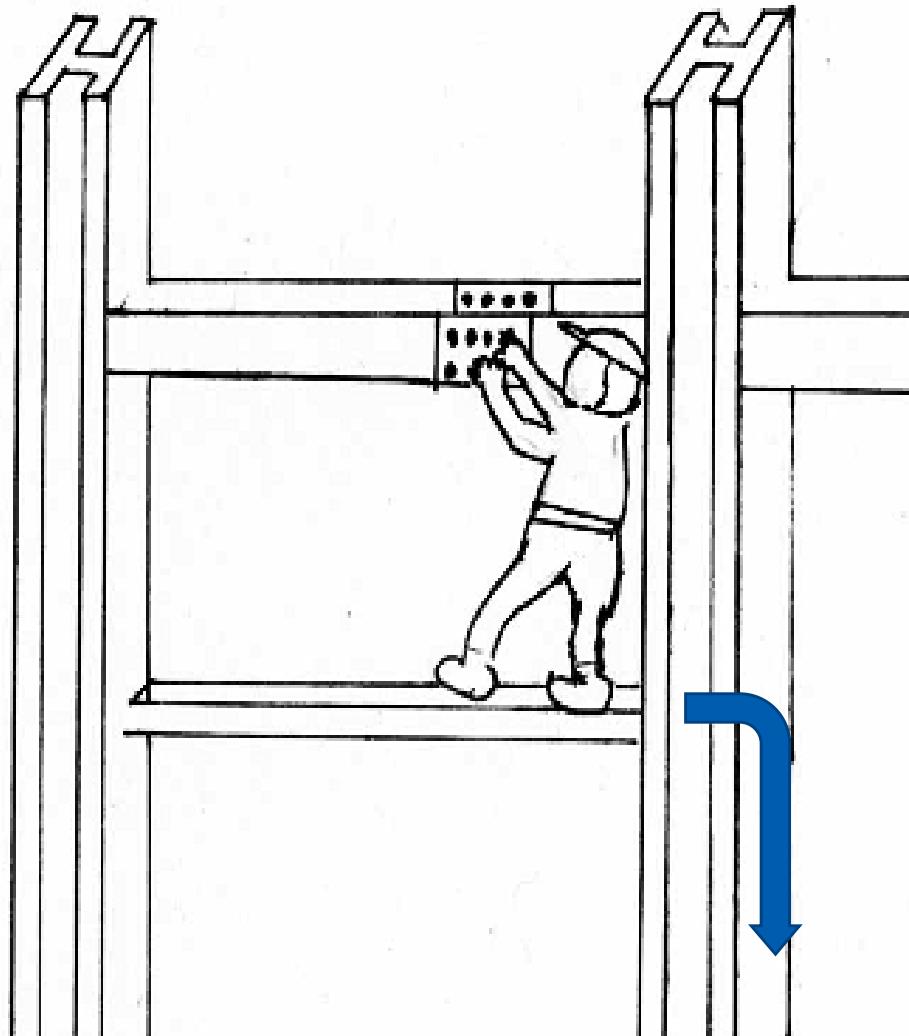
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

災害事例（死亡）

鉄骨解体作業中に墜落



災害発生状況

工場の増築工事において、既設の鉄骨の横梁の取外し作業をローリングタワーを使用して行っていたが、ボルトを取り外すためにローリングタワーから鉄骨に移り、取外し作業を行っていたところ、約3m下のコンクリート床に墜落した。

被災者は、災害発生時に保護帽を着用していなかった。

対策例

墜落防止用器具の使用等、墜落防止措置を徹底すること。

高所で作業を行うときは、安全に作業できるような作業計画を策定し、その計画通り作業させることを徹底すること。

ヘルメットには規格があります

規格の区分が2つに分けられています

- ・物体の**飛来又は落下**による危険を防止するための保護帽
- ・**墜落**による危険を防止するための保護帽

材料や性能等が定められています

- ・材料
- ・耐貫通性能
- ・衝撃吸収性能 など

【保護帽の規格（平成12年12月25日 労働省告示第120号）】

ヘルメットの性能試験（例）



耐貫通性能試験



衝撃吸収性能試験

ヘルメットの検定ラベル（例）

※労・検の間に表示されている、検定取得(更新)の年月は、**製造年月**ではありません。

※**製造年月**は、製品になった年月になります。

- ① 検定取得(更新)年月
- ② 検定番号
- ③ 製造会社名
- ④ 製造年月
- ⑤ 使用区分
- ⑥ 帽体に使用している材料名

【取扱注意】

- ①頭にあったものを使用し、あごひもを締めてください。
- ②大きな衝撃を受けたものは、使用しないでください。

労(平25・10)検

(1) TH3300 (2) TH3301 (3) TF780

ミドリ電機製造(株)

平成26年10月製造

(1) 飛来・落下物用 (2) 墜落時保護用
(3) 電気用 7.000V以下

帽体材質 ABS

試験電圧 20.000V (1分間)

SAMPLE

発売元

ミドリ安全株式会社

型式

SC-11BRA-KP

141002

ヘルメットの耐用年数

材質	廃棄・交換規準
ABS、PC、PE製 (熱可塑性樹脂)	異常が認められなくても3年以内
FRP製 (熱硬化性樹脂)	異常が認められなくても5年以内
着装体	異常が認められなくても1年以内

必ず保護帽を着用!



特に **1** と **3** を忘れずに!
(死亡災害時によく見られた、
忘れやすいポイントです)

着用時

5 つのポイント

- 1** 「墜落時保護用」を使用すること
- 2** 傾けずに被ること
- 3** あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4** 破損したものは使わないこと
- 5** 耐用年数を守ること

8

救急用具の備付けについて

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

救急用具の備え付けについて

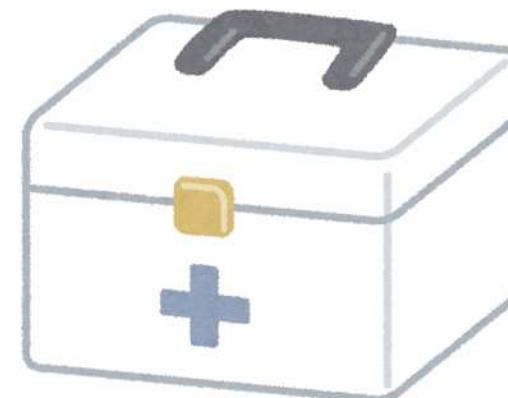
労働安全衛生規則第633条

(救急用具)

第633条

- 1 事業者は、負傷者の手當に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。
- 2 事業者は、前項の救急用具及び材料を常時清潔に保たなければならない。

事業者には救急用具を
備付ける義務がある



救急用具に関する規制の変更

労働安全衛生規則第634条が削除（令和3年12月1日）

（救急用具の内容）

第634条 事業者は、前条第一項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。

- 一 ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬
- 二 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬
- 三 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、福木、担架等

【改正の趣旨】

事業場において労働災害等により労働者が負傷し、又は疾病に罹患した場合には、**速やかに医療機関に搬送することが基本であること**、及び**事業場ごとに負傷や疾病の発生状況が異なること**から、事業場に一律に備えなければならない品目についての規定は削除すること。

救急用具の品目の決定について

救急用具の内容

【質問】

職場に備えるべき救急用具の品目はどのように決定すればよいか。

【回答】

負傷等の状況や事業場が置かれた環境によっては、事業場において負傷者の応急手当を行う場合もあるため、**リスクアセスメントの結果や、安全管理者や衛生管理者、産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等**を踏まえ、事業場において発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手當に必要なものを備え付けること。

(令和3年12月1日 基発1201第1号)

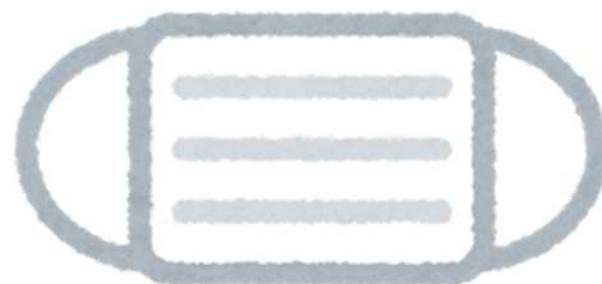


救急用具の内容

感染予防対策品の備付け

マスクやビニール手袋、手指洗浄薬等、負傷者などの手当の際の感染防止に必要な用具及び材料も併せて備え付けておくことが望ましいこと。

(令和3年12月1日 基発1201第1号)



救急用具の内容

労働災害発生時の対応について

事業場において労働災害等が発生した際に、速やかに医療機関へ搬送するのか、事業場において手当を行うのかの判断基準、救急用具の備付け場所・使用方法等をまとめた対応要領を事業場においてあらかじめ定めておくことが望ましいこと

(令和3年12月1日 基発1201第1号)

労働災害発生時等の手順書を事前に作成しましょう

- ・救急車を呼ぶ判断基準
- ・救急用具の備付け場所の明示
- ・救急用具の使用マニュアルの作成・掲示等

